

○さいたま市立病院診療券再発行実費徴収要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、さいたま市立病院診療券を紛失等の理由により再発行する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 紛失等 紛失や過失により破損した場合をいう。経年劣化による破損は含まない。

(2) 実費 カード代、印字代等を考慮して市長が定める額をいう。

(実費の額)

第 3 条 実費の額は、300 円に消費税等相当額を加え、10 円未満を切り捨てた額とする。

(適用除外)

第 4 条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、その実費の徴収を免除することができる。

(1) 前回の診察より 5 年を経過している場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。